

物価連動第1回公営企業債券の想定元金額について

各利払日及び償還日における想定元金額は、別途公表します。

第3回物価連動国債の連動係数については、財務省ホームページにおいて財務省が算出した連動係数を参考として公表しています。

(財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/bukkarendou/keisuu.htm>)

(参考)

発行要項第6項

- (1) 利息を支払うべき日として本要項第10項第1号に定める日(以下「利息支払期日」という。)及び本債券を償還すべき日として本要項第9項第1号に定める日(以下「償還期日」という。)における想定元金額は、各利息支払期日及び償還期日の属する月の3箇月前の消費者物価指数(総務省が小売物価統計(指定統計第35号)のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。)を98.2で除して得た数(小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入したものの。以下「本連動係数」という。)に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定などが行われることにより平成16年財務省告示第77号(以下「告示第77号」という。)が改正された場合には、本連動係数は、告示第77号に基づき算出された利付国庫債券(物価連動・10年)(第3回)(以下「第3回物価連動国債」という。)の想定元金額を算出するための連動係数(第3回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第77号第2条及び第3条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第77号第2条における「国債発行日の属する月の10日」は、「平成16年12月10日」と読み替えるものとする。)を準用することとする。
- (2) 発行日の翌日から償還期日までの期中の各日(各利息支払期日及び償還期日を除く。以下「各日」という。)における想定元金額は、各日に適用される、告示第77号に基づき算出された第3回物価連動国債の想定元金額を算出するための連動係数(第3回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第77号第2条及び第3条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第77号第2条における「国債発行日の属する月の10日」は、「平成16年12月10日」と読み替えるものとする。)に額面金額を乗じて得た額とする。